

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年1月30日
【発行者の名称】	エム・デー・ビー株式会社 (M. D. B Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下茂 奉文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-5467-7740 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 倉田 乾一
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	エム・デー・ビー株式会社 https://www.mdb.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期（中間）	第32期	第33期
決算年月	自 2023年5月1日 至 2023年10月31日	自 2021年5月1日 至 2022年4月30日	自 2022年5月1日 至 2023年4月30日
売上高 (千円)	965,989	2,051,225	1,916,655
経常利益 (千円)	35,261	122,627	118,703
中間（当期）純利益 (千円)	23,244	96,389	61,480
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数 (株)	1,000,000	500	500
純資産額 (千円)	332,004	245,311	306,884
総資産額 (千円)	790,734	818,751	818,805
1株当たり純資産額 (円)	332.00	245.31	306.88
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
（うち、1株当たり中間配当額） (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	23.24	96.39	61.48
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	42.0	30.0	37.5
自己資本利益率 (%)	7.3	48.0	22.3
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△46,430	74,138	82,167
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,318	△19,328	△5,027
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△25,118	△72,485	△49,236
現金及び現金同等物の中間（期末）残高 (千円)	304,725	355,688	383,593
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	169 (15)	168 (17)	169 (15)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在していないため、記載していません。
4. 第32期、第33期、第34期中間会計期間の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
5. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載していません。
6. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 2023年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結子会社のみのため記載していません。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

10. 当社は第34期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
11. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第33期の財務諸表については永和監査法人の監査を受けておりますが、第32期の財務諸表については、監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第34期中の中間財務諸表については、永和監査法人の中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
169(15)	39.6	9.4	4,844

2023年10月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
S I サービス	145(13)
デジタルコンテンツサービス	11(-)
全社（共通、その他）	13(2)
合計	169(15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、事業部門別の従業員数を記載しております。
4. 全社（共通、その他）として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間会計期間における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染防止策等が収束し、徐々に従前の状況に戻りつつある中で、緩やかな回復で推移しました。また、当環境下において、経済活動の合理化を推進する取り組みが引き続き活発化しており、国内のIT人材の需要は高い状態が継続しております。

このような状況の中、当社は教育・採用活動を通じた成長原資である人材の育成と確保に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は以下のとおりです。なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

情報技術分野における人不足の傾向は継続しており、引き続き業務受注獲得に努めました。この結果、当中間会計期間の売上高は、965,989千円となりました。売上総利益は144,908千円となりました。また、各種営業活動や管理費用に関して販売費及び一般管理費は109,664千円となりました。この結果、営業利益は35,243千円となりました。支払利息等が生じた一方で、各種助成金の収入が発生したことにより、経常利益は35,261千円となりました。これらの結果に加え、法人税等が生じたことにより、中間当期純利益は23,244千円となりました。

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度と比較して78,867千円減少し、304,725千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は46,430千円となりました。これは主に、棚卸資産の増加36,849千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は7,318千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が1,858千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は25,118千円となりました。これは長期借入金の返済による支出が25,118千円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービス区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、情報システム人材を通じたサービス提供が中心となっております。当該事業ではその形態から受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりです。

サービス区分	当中間会計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)	
	販売高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
SIサービス	944,391	—
デジタルコンテンツサービス	10,435	—
その他	11,161	—
合計	965,989	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
NECソリューションイノベータ株式会社	376,210	39.0
日本電気株式会社	139,191	14.4

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間においては、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2021年4月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営

計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった

場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っ

ている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

中間財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。経営者は仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

① 資産の部

当中間会計期間末の財政状態につきましては、総資産は790,734千円（前期末比28,070千円減）となりました。

流動資産につきましては、605,575千円（同32,551千円減）となりました。これは主に、現金及び預金の減少が77,666千円、商品の増加が35,000千円生じたことによるものです。

固定資産につきましては、185,159千円（同4,481千円増）となりました。

② 負債の部

負債につきましては、負債合計は458,730千円（前期末比53,189千円減）となりました。

流動負債は307,504千円（同44,736千円減）となりました。これは主に、未払法人税等の減少13,659千円、借入金の減少12,552千円が生じたことによるものです。

固定負債は151,225千円（同8,453千円減）となりました。

③ 純資産の部

純資産につきましては、332,004千円（前期末比25,119千円増）となりました。これは、中間当期純利益の計上による利益剰余金の増加が23,244千円生じたことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株)(2023年10月31日)	公表日現在発行数(株)(2024年1月30日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年9月30日 (注)	999,500	1,000,000	—	25,000	—	—

(注) 2023年9月8日の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株を2,000株とする株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2023年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
下茂 奉文	東京都板橋区	888,000	88.80
下茂 和子	東京都練馬区	52,000	5.20
合計	—	940,000	94.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定 のない当社株式であ り、単元株式数は 100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2023年11月30日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日までに役員の様動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令 第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間(2023年5月1日から2023年10月31日まで)より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年5月1日から2023年10月31日まで)の中間財務諸表について、永和監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当中間会計期間 (2023年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	412,344	334,677
売掛金	211,384	216,858
契約資産	—	2,395
商品	—	35,000
仕掛品	1,596	3,371
原材料	159	222
前払費用	7,599	7,211
その他	5,042	5,839
流動資産合計	638,127	605,575
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1、2 65,840	※1、2 65,840
機械及び装置	10,205	10,205
工具、器具及び備品	8,522	10,380
土地	2,360	2,360
船舶	1,707	—
減価償却累計額	△64,712	△64,151
有形固定資産合計	23,922	24,635
無形固定資産		
電話加入権	184	184
無形固定資産合計	184	184
投資その他の資産		
長期性預金	9,703	10,303
投資有価証券	23,579	26,336
関係会社株式	0	0
破産更生債権等	33,794	33,794
長期前払費用	2,224	773
繰延税金資産	89,557	88,675
敷金及び保証金	10,901	10,901
その他	20,605	23,349
貸倒引当金	△33,794	△33,794
投資その他の資産合計	156,571	160,340
固定資産合計	180,678	185,159
資産合計	818,805	790,734

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当中間会計期間 (2023年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	102,026	106,886
1年内返済予定の長期借入金	※2 44,499	※2 31,947
未払費用	54,511	49,861
未払金	11,543	10,670
未払法人税等	24,954	11,294
未払消費税等	28,182	※3 15,143
前受金	5,121	3,852
預り金	16,607	5,779
賞与引当金	64,795	72,068
流動負債合計	352,241	307,504
固定負債		
長期借入金	※2 40,601	※2 28,035
退職給付引当金	87,522	91,415
資産除去債務	31,556	31,775
固定負債合計	159,679	151,225
負債合計	511,920	458,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	281,537	304,781
利益剰余金合計	281,537	304,781
株主資本合計	306,537	329,781
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	347	2,222
評価・換算差額等合計	347	2,222
純資産合計	306,884	332,004
負債純資産合計	818,805	790,734

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 2023年5月1日	
	至 2023年10月31日)	
売上高	※ 1	965,989
売上原価	※ 2	821,080
売上総利益		144,908
販売費及び一般管理費	※ 2	109,664
営業利益		35,243
営業外収益		
受取利息		2
受取配当金		48
助成金収入		633
その他		528
営業外収益合計		1,212
営業外費用		
支払利息		1,194
営業外費用合計		1,194
経常利益		35,261
特別損失		
固定資産除去損		715
特別損失合計		715
税引前中間純利益		34,545
法人税等	※ 3	11,301
中間純利益		23,244

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年5月1日 至 2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,000	281,537	281,537	306,537	347	347	306,884
当中間期変動額							
中間純利益		23,244	23,244	23,244			23,244
株主資本以外の 項目の当中間期変 動額（純額）					1,875	1,875	1,875
当中間期変動額合計	—	23,244	23,244	23,244	1,875	1,875	25,119
当中間期末残高	25,000	304,781	304,781	329,781	2,222	2,222	332,004

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年5月1日	
至 2023年10月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	34,545
減価償却費	1,267
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,893
受取利息及び受取配当金	△50
助成金収入	△633
支払利息	1,194
固定資産除却損	715
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,473
棚卸資産の増減 (△は増加)	△36,849
前払費用の増減額 (△は増加)	388
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,859
未払金の増減額 (△は減少)	△872
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,649
前受金の増減 (△は減少)	△1,268
その他	△18,032
小計	△20,965
利息及び配当金の受取額	50
助成金の受取額	633
利息の支払額	△1,194
法人税等の支払額	△24,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	△46,430
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預け入れによる支出	△2,000
有形固定資産の取得による支出	△1,858
その他	△3,460
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,318
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△25,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,118
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△78,867
現金及び現金同等物の期首残高	383,593
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 304,725

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	15～20年
機械装置	4～17年
船舶	5年
工具器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客からの準委任契約によるデジタル人材を通じた業務提供サービスと受託開発契約に基づく受託開発業務、その他に区分されます。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足後の概ね2か月以内に期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれません。

【デジタル人材業務】

ソフトウェア開発現場やシステム運営開発現場における、ITエンジニアの技術力と労働サービスを提供することが履行義務であり、顧客との準委任契約に基づいて、契約期間にわたり労働時間の経過につれて履行義務が充足されるものと判断し、顧客との準委任契約に基づく月額契約金額をもとに一定期間で収益を認識しております。

【受託開発業務】

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）については、契約期間がごく短い契約については完了時に収益を認識することとし、それ以外で一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

【その他】

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当中間会計期間 (2023年10月31日)
圧縮記帳額	172,170千円	172,170千円
（うち、建物）	148,081	148,081
（うち、機械及び装置）	18,252	18,252
（うち、工具、器具及び備品）	5,836	5,836

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当中間会計期間 (2023年10月31日)
建物	0千円	一千円
計	0	—

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当中間会計期間 (2023年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	18,756千円	一千円
長期借入金	6,204	—
計	24,960	—

※3 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
有形固定資産	1,146千円

※3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	999,500	—	1,000,000
合計	500	999,500	—	1,000,000

(注) 2023年9月8日の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株を2,000株とする株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間

(自 2023年5月1日

至 2023年10月31日)

現金及び預金勘定	334,677千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△32,966千円
その他(預け金)	3,014千円
現金及び現金同等物	304,725千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年4月30日）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	23,579	23,579	—
資産計	23,579	23,579	—
(1) 長期借入金（1年以内返済予 定を含む）	85,100	84,672	△427
負債計	85,100	84,672	△427

当中間会計期間（2023年10月31日）

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	26,336	26,336	—
資産計	26,336	26,336	—
(1) 長期借入金（1年以内返済予定 を含む）	59,982	61,016	1,034
負債計	59,982	61,016	1,034

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
前事業年度（2023年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,579	—	—	23,579
資産計	23,579	—	—	23,579

当中間会計期間（2023年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	26,336	—	—	26,336
資産計	26,336	—	—	26,336

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2023年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	84,672	—	84,672
負債計	—	84,672	—	84,672

当中間会計期間（2023年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	61,016	—	61,016
負債計	—	61,016	—	61,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2023年4月30日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得価額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,713	1,003	8,710
	小計	9,713	1,003	8,710
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,865	22,044	△ 8,178
	小計	13,865	22,044	△ 8,178
合計		23,579	23,048	532

当中間会計期間 (2023年10月31日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得価額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,088	5,674	8,413
	小計	14,088	5,674	8,413
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12,248	17,373	△ 5,125
	小計	12,248	17,373	△ 5,125
合計		26,336	23,048	3,287

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主にふくしまデジタル・コンテンツ・センタの土地賃貸契約に係る原状回復義務、オフィス等の賃貸借契約に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年～20年と見積り、割引率は1.11%～1.53%を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年 5月 1日 至 2023年 4月 30日)	当中間会計期間 (自 2023年 5月 1日 至 2023年 10月 31日)
期首残高	31,124千円	31,556千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	431千円	219千円
中間期末（期末）残高	31,556千円	31,775千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	当中間会計期間 (自 2023年 5月 1日 至 2023年 10月 31日)
SIサービス	944,391千円
デジタルコンテンツサービス	10,435
その他	11,161
顧客との契約から生じる収益	965,989
外部顧客への売上高	965,989

2. 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
契約資産（期首残高）	-	-
契約資産（中間期末（期末）残高）	-	2,395
契約負債（期首残高）	9,049	5,121
契約負債（中間期末（期末）残高）	5,121	3,852

(注) 1. 顧客との契約から生じた契約負債は、中間貸借対照表（貸借対照表）上「前受金」に含まれております。

2. 契約資産は、主に受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）における顧客との契約において進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収

時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

3. 当中間会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は2,050千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年5月1日 至 2023年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	376,210	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	139,191	情報ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年5月1日 至 2023年4月30日)	当中間会計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
1株当たり純資産額	306.88円	332.00円
1株当たり中間(当期)純利益	61.48円	23.24円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため記載していません。

2. 当社は、2023年9月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年9月30日付で株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
中間純利益(千円)	23,244
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	23,244
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年1月29日

エム・デー・ビー株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 芦 澤 宗 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 清 水 巧
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエム・デー・ビー株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年5月1日から2023年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エム・デー・ビー株式会社の2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年5月1日から2023年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表

示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。